１.『「当事者性」の主張に伴う葛藤』から「当事者性」を考察するということで、発表させていただく静岡英和学院大学の川　英友と申します。では、発表を始めさせていただきます。

２.本研究の目的は、外見では分かりにくい「障害」当事者が、「当事者性」を主張する際に体験する葛藤やジレンマが、当事者を取り巻く人々の言動や態度によってもたらされていることを明らかにすることです。

　そして、明らかにした現実を踏まえたうえで「当事者性」「当事者概念」について考察をし、「障害」当事者の「障害」を「障害」たらしめている社会の問題を明らかにすることです。

3.そのために、精神障害と判定されつつ、そのことを周囲にカミングアウトし、当事者性を主張することに葛藤やジレンマを抱えている方（本研究では、Iさんとします。）にインタビュー調査を行いました。

4. 上野千鶴子さんと中西正司さんが、『ニーズを持ったとき、人は誰でも当事者になる。』と、『当事者主権』のｐ２で述べています。その後、上野千鶴子 さんは、『ケアの社会学』の「第3章　当事者とは誰か」のｐ79のなかで、『当事者とは第一次的なニーズの帰属する主体である。この定義には、（１）ニーズの帰属先であることと、（２）それに対する主体化の契機の二点が含まれている。したがって当事者とは、たんに客観的にニーズの判定をされるような「問題を抱えた個人」であるだけでなく、「ニーズを顕在化させた個人」であることになる。「ニーズの帰属先」であるだけなら、それは特定の社会的属性を示すにすぎないが、その「位置position」に対して能動的な「同一化idetification」をはたしたときに、個人は「当事者」となる。』と述べています。

当事者性が主張される時に、なんでもないことの当事者ということはなく、～の当事者という形で必ず自らの属性を明らかにすることを求められます。したがって、当事者性とカミングアウトは不可分であるということになります。

障害をカミングアウトすることに伴うジレンマについては、田垣正普さんが、『障害・病いと「ふつう」のはざまで』という著書の中に収められた「軽度障害というどっちつかずのつらさ」という論文の中で、「障害者として何らかの介助を求めるには、障害のカミングアウトをせねばならないが、カミングアウトをしてもその事情が相手に伝わるとは限らない。一方、障害についてふれないでいれば、無理な行為をするように期待される。」（田垣,2008,p17）と述べています。田垣さんは、障害をカミングアウトする際のジレンマについて、職業生活をはじめとした社会生活の場面を中心に述べています。そして、その原因として、主に障害当事者の周囲の人々の社会的態度が挙げられています。

本研究では、上野さんや中西さんの当事者性の概念や田垣さんのカミングアウトに伴うジレンマの研究を踏まえたうえで、当事者性を主張することにともなう葛藤とその葛藤の原因としての人々の社会的態度、さらには当事者性という概念について、さらに考察を深めます。

5.ある障害や介助に関することをお話する集いで、私は、何らかの困難を抱えつつも、当事者と名乗ってしまうことへ抵抗を感じたり、名乗ることができなかったりする人がいるかもしれないということを述べました。

その時に、Iさんが、私のその発言に対して、ご自身がそのようなことがあるということをお話してくださいました。そのことをきっかけに、私はIさんにインタビューをさせていただくことになりました。

6.Iさんは、50代の男性です。7年ほど前から精神科に通院しています。インタビュー時、「うつ病」の診断を受けており障害年金を申請中でした。現在は申請が通り、障害年金を受給中です。

Iさんは、現在、生きづらさを抱えている人にとって役に立つようなサイトをインターネット上に立ち上げたり、当事者団体にかかわったりもしています。

7. まず、Iさんは、ご自身と周囲との関係を意識した時に、「うつ」の当事者であるということを、はっきり言った方が楽になるとことがあるということを述べてくださいました。

***いろんなところに行って、話がまとまらない、集中力が続かないっていうことがあると、周りの人もわかると思うんですよね。それは精神的なところから来たりもしているので、「うつ」の当事者であるということをガチッといってしまったほうがいろんな付き合いが楽になるのではないのかという気持ちもあるんです。***

8.一方で、Iさんは、障害「当事者」と名乗ることが社会参加への障壁となる体験を以下のように述べています。

***「うつ」で気を使ってもらうことになっちゃうのかなと。例えば、何かこういうことあるけども、来れるかという時に、病気のほうは大丈夫とか、「うつ」のほうは大丈夫というのはいつも人に、何か誘ってもらうにしても、そういう、なんていうですかね、柵みたいのができちゃって、それ（誘われる）以前にIさんは「うつ」があるからこういうところは無理かもしれないねと勝手に思われて、誘いの言葉もなかったりとか、そういうことってのは、いくらでもでてくるんじゃないかっていうふうに。くくられてしまうと。思うんですよね***

ここでIさんは、「うつ」ということを自ら言うことにより、そのことによって気使いを受けるのですが、その気使いにより、「「うつ」であるがゆえにこういうところは無理」と判断されて社会への参加を阻まれてしまうという体験を述べています。

9. さらにIさんは、病気や障害のことを周囲に話しても、病気や障害の部分だけが伝わり、「病気や障害とはこういうもの」という先入観を通して見られてしまうという体験を以下のように述べています。Iさんでは、「うつ」がそれにあたります。

***あと、やっぱり、つらさというか、「うつ」でも人によって違うので、症状というか状態が違うので、何ていうのかな。世間が思っている「うつ」と自分の「うつ」の状態にはかなり、その開きがあると思うんですよね。一般的に言われる・・・・。「うつ」っていったって人によって違うわけですから、それを勝手に解釈されても困っちゃうなっていう。***

10.先に挙げた田垣さんの論文やIさんの語りから分かるように、障害をカミングアウトして当事者性を主張したとしても、当事者の主張に応えて社会が反応するとは限りません。さらには、Iさんの語りから、当事者が、周囲の人間にカミングアウトして当事者性を主張しても、当事者が求めていることは理解されず、「この病気や障害はこういうものだ」という先入観を通して見られたり、社会参加から排除されたりして、社会的不利益を被ってしまうことすらあることが分かります。

11.そのような中で、当事者自身に、社会が「当事者性の主張」に反応するように的確に「当事者性の主張」をすることが求められるとするならば、それは当事者自身に「当事者性の主張」をとおして障害を克服することを課しているという点で、障害の克服を社会にではなく、個人に求めていることになります。

12.また、困難に直面している人間が「当事者性の主張をする」という回路によってのみ自らを主張することが許される社会というのは、逆に言えば「当事者性の主張」という回路に入れない困難に直面している人間にとっては、自らを主張することそのものが許されない社会であるということになります。

1３.現代社会では、現実として外見から分かりにくい困難に直面している人間が、「病気」や「障害」の当事者であることをカミングアウトして、はじめて他者から存在の承認を許される状況があります。本稿でとりあげたIさんの例では、「話がまとまらない。集中力が続かない。」という人間は、「病気」や「障害」という理由付けがなければ他者から存在の承認を許されない状況があるがゆえに、「病気」や「障害」の当事者としてカミングアウトすることになります。

14.「当事者性」の主張に常に伴う本発表で述べたような問題を解決するには、

「病気」や「障害」があるということの証明を前提にした「支援」や「障害者福祉」という制度そのものに限界があります。「病気」や「障害」という役割を負うことによってしか、タルコット　パーソンズが『社会体系論』で述べたような『正常な社会的役割の免除』がなされない社会のあり方そのものが問題にされなくてはいけません。インタビューの最後でIさんは以下のように述べてくださいました。

***15.男が女がじゃなく、お互い人間としてっていうかな、それはやっぱり、その中で男も女もそうじゃない人も、「うつ」の人も依存症の人も、いろんな人がいるわけで、それでいいと思うんですよね。だから、そういう何か、当事者って言葉を作ることによって、なんていうかな、そういう世界を壊しちゃうような気がするんですね。だからそういうものがなくていいと思うんですよ、私はどっちかっていうと、そういう言葉を作ることによって、なんと言うかそういう広がりをなくしてしまうというのかな、村的にしてしまうというかな？それはやっぱり違うと思いますよね。***